

第2回口頭弁論調書（判決）

事件の表示 平成20年（ワ）第32624号  
期 日 平成21年1月30日午後1時10分  
場所及び公開の有無 東京地方裁判所民事第39部法廷で公開  
裁判長裁判官 岡 健太郎  
裁判官 小池 晴彦  
裁判官 原 雅基  
裁判所書記官 深田 哲朗  
出頭した当事者等 (なし)

弁論の要領等

裁判長

別紙の主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し

裁判所書記官 深田 哲朗

これは正本である。

平成21年1月30日

東京地方裁判所民事第39部

裁判所書記官 深田 哲朗



(別紙)

第1 当事者の表示

別紙訴状写しの当事者目録記載のとおり

第2 主文

- 1 被告は、別紙スレッド目録記載のウェブサイトを削除せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 請求

別紙訴状写しの請求の趣旨、請求の原因欄及び訴状の補正書写しに記載のとおり

第4 理由の要旨

被告は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない。したがって、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

以上

## スレッド目録

「システムプロってどうですか?」という題名にして、下記の URL で表示されるウェブサイト

記

<http://science6.2ch.net/test/read.cgi/infosys/1212582734/>



第 1 回 三藤幸隆 弁護士 準備

正本

訴 状

平成20年11月11日

東京地方裁判所 殿

原告訴訟代理人弁護士 濱 田



スレッド削除請求事件

訴訟物の価格 160万円  
貼用印紙の額 1万3000円

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり



第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙スレッド目録記載のウェブサイト削除せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、コンピュータ及び関連機器商品（ソフトウェア）の開発、販売等を業とするものである。

被告は、別紙スレッド目録記載のウェブサイトを含む電子掲示板「2ちゃんねる」を設置・運営し、そのシステムを管理している者である（甲1、2）。

2 スレッドの投稿内容（甲3）と原告の被害

別紙スレッド目録記載のウェブサイト（以下「本件掲示板」という。）には、原告が犯罪に手を染めてまで業績をあげている、従業員は派遣社員である、給与が著しく低廉である、残業手当等を不当に削っている、会社が

貼用印紙	13,000 円
郵便料	6,400 円
備考	

有給休暇を失効させる、労働組合を潰した、上役が部下に脅しかけたり、大したことがないことで怒鳴りつけたりが当たり前のように行われる等々会社に対する事実無根の誹謗中傷をする投稿が掲載され、また、会社幹部がセックス好きである、特定の役員を名指しして、女子社員を採用する際セックス目的で選んでいる、買春行為に及んでいる等々、原告の役員についても、事実無根の誹謗中傷をする投稿が掲載されている（甲3、4）。

これらの投稿は、その文面からして、相当の根拠をもって事実を摘示して原告を批判するものでないし、公共の利害に関する事実でなく、かつ、公益目的のないことも明らかであり、原告の社会的評価を著しく毀損するものである。

また、これらの投稿は、ウェブサイトの情報を参考にして就職活動をする傾向の若者にも少なからず影響を与え、さらには、会社内においても、投稿者が社内にいるのではないかと従業員同士が疑心暗鬼になるなど、不穏な空気を醸し出している。

### 3 削除要求の根拠

(1) 名誉侵害の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、または将来発生すべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる（北方ジャーナル事件：最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）。

なお、この最判の事案は、表現の事前抑制の可否が問題となったものであるが、本件は、電子掲示板に投稿された表現の事後的な削除に関するものである。

(2) ところで、本件の投稿は、被告以外の者によって行われたものと思われ、そうすると、直接の加害者は投稿者である。

(ア) しかし、本件掲示板の投稿は匿名で行われていること、また、電子掲示板への書き込みは、街のインターネットカフェ等からも行われ得るので、仮にIPアドレス等が開示されたとしても、原告が投稿者を知ることは事実上不可能であることから、現実的には、原告は、被告に削除を要求するしか名誉回復の術がない。

(イ) 一方、被告は、本件の投稿がインターネット上に流通することを阻

止できる技術的手段を有している。

また、匿名で、すなわち自己の責任を問われることなく、いわば言いたい放題を許す本件掲示板を設置しているのは被告である。

さらに、被告は、本件掲示板の管理者であるから、本件の投稿がインターネット上に流通していることを知っており、また、投稿の表現自体からして、これらが単なる誹謗中傷であることが明らかだから、本件の投稿により原告の名誉が侵害されていることを容易に知ることができる。

(7) そうすると、被告は、本件の投稿により名誉を侵害された原告に対し、その削除を行う条理上の義務を負っているというべきであり、その義務を履行せずにこれを放置していることにおいて、被告も、原告に対する加害者というべきである。

(3) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年11月法律第137号）は、直接には、関係役務提供者（いわゆるプロバイダ＝本件の被告）に対する差止請求権を定めるものではない。

しかし、同法3条1項は、所定の要件をみたすときには、関係役務提供者が損害賠償責任を負わないと定めているのであるから、逆にいえば、所定の要件をみたさないときには損害賠償責任を負うこと、すなわち、関係役務提供者に、情報の削除義務があることを前提にしており、上記のように解することは、この法律の趣旨にもそぐう。

#### 4 スレッド全体の削除を求める根拠

(1) 本件掲示板は、平成20年6月4日に第1回目の投稿が行われ、同年11月9日現在では、598件の投稿が掲載されている（甲3）。

そして、甲4号証の報告は、理解を容易にするために投稿の一部を抽出したものにすぎず、本件掲示板の投稿は、その殆どがこの報告に類する誹謗中傷を内容とするものである。

もっとも、それらの投稿内容の中にも、それ単体としてみれば、原告に対する誹謗中傷とはいいいかねるものが若干含まれる（例えば、28番の発言に続く32番、39番、73番の発言に続く75番、94番の発

言に引き続く103番等々)。

しかし、本件掲示板の投稿は、契機となるある投稿に引き続いて行われ、内容的に連続性があるから、これらのうち、原告に対する名誉毀損に値するものとそうでないものとを峻別することは極めて困難である。

- (2) また、本件掲示板の投稿のうち、原告に対する名誉毀損に値するものとそうでないものとを敢えて峻別し、前者についてのみ削除をすれば、本件掲示板の極めて多くの部分に、削除したことを示す文言が表示され(2ちゃんねる掲示板では、「あぼーん」と表示される)、異様な様相を呈し、却って、削除前の投稿内容を知る者による、悪意に基づくさらなる投稿を誘発する危険性がある。

このようなことに鑑みると、本件掲示板は、名誉毀損に値する多くの記述とそうでない若干の記述とが混然一体となった一冊の本とでもいうべきものであって、その全体について削除を命ずるべきであり、そうでなければ原告の被害回復の実効が図れない。

### 第3 証拠方法

- 甲1号証 ウェブサイトに関する調査報告書
- 同2号証 住民票(被告)
- 同3号証 本件掲示板の記載事項
- 同4号証 「2ちゃんねる」書き込みに関する問題点のまとめ

### 第4 添付書類

- |   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 1 | 甲号証(写し)       | 各1通 |
| 2 | 履歴事項全部証明書(原告) | 1通  |
| 3 | 訴訟委任状         | 1通  |

当 事 者 目 録

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

原 告 株式会社システムプロ  
代表者代表取締役 逸 見 愛 親

(送達場所)

〒231-0012 横浜市中区相生町1丁目15番地 第二東商ビル4階

原告訴訟代理人弁護士 濱 田 崇

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目5番25号 貴舟荘11号室

被 告 西 村 博 之



## スレッド目録

「システムプロってどうですか?」という題名にして、下記の URL で表示されるウェブサイト

記

<http://science6.2ch.net/test/read.cgi/infosys/1212582734/>

正  
本

平成20年(ワ)第32624号  
原告 株式会社システムプロ  
被告 西村博之

訴 状 の 補 正 書

平成20年11月14日

東京地方裁判所 殿

原告訴訟代理人弁護士 濱 田



請求原因4項の末尾に、次の主張を加える。

また、甲3号証(投稿数598件)は、提訴直前の平成20年11月10日現在のものであるが、提訴後の同月14日現在では、投稿数は614件となり、追加された投稿も原告に対する名誉毀損に値する(甲5)。

すなわち、本件掲示板は、日々、それまでの投稿内容に誘引された投稿が続いているのであり、このことに鑑みても、原告の被害を回復し又は今後の被害を予防するためには、本件掲示板全体を削除する必要がある。

